

ズに比べると、依然として質・量共に大きく不足しており、大幅な拡充が必要であるとの指摘がある。

このため、犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、平成18年4月、「民間団体に対する援助に関する検討会」が設置された。現在、同検討会で

検討を進めており、平成19年春ごろに報告書の中間とりまとめを行い、その後、国民から広く意見を募集し、更にそれらの結果を踏まえた検討を行い、同年末には最終報告書をまとめる予定である。

(12) 民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修等の在り方についての検討

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(45)を参照。

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さ等を積極的に取り上げる教育を推進する等、道徳教育の一層の充実を図るため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施し、教材の開発等の実践研究を進め、成果の普及を図ることとされた。

「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」では、学校の実態に応じ、地域の人材や体験活動等をいかして、命を大切にする心を育む等道徳教育を推進するための実践研究を、都道府県教育委員会との連携・協力の下に実施しており、今後も、引き続き当該実践研究を実施する。

また、かけがえのない生命について考えさせる等道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を、平成14年度からすべての小・中学生に配布しており、平成18年度においても配布した。

(2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図る中で、命の大切さを学ばせることに有効な体験活動について調査研究を実施し、その成果を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及することとされた。

「豊かな体験活動推進事業」については、平成14年度より実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っているところであるが、平成17年度からは、当該事業の中で命の大切さを学ばせるために有効な体験活動についての調査研究を実施しており、今後、調査研究等の成果を取りまとめた事例集を作成し、全国の教育委員会や学校に普及していく。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147